

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

※インフルエンザ・新型コロナに関しては、①登校許可願い及び②添付書類を提出してください。

※上記以外の感染症に関しては、**診断書**を提出してください。

	伝染病の種類	出席停止期間	
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 （病源体が SARS コロナウイルスであるものに限る。） 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで 感染症予防新法により設置されるもので医師の指示を待つ	
	第2種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
		新型コロナ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状による伝染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	